

(3) 合理的配慮の決定に当たって ～提供までのプロセス～

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会）の中では、次のように述べられています。

(a) 「合理的配慮」の決定方法

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、
【その検討の前提として】

- ① 各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。

【これを踏まえて】

- ② 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、
- ③ 「合理的配慮」の観点^{*1}を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、
- ④ その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

* 太字、丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

(b) 「合理的配慮」の決定に当たって

各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

学校の体制や財政等から検討し、代替案を検討・調整することがあります。また、「基礎的環境整備^{*2}」を整えるために、市町村教育委員会に相談するなどの視点も大切です。



(c) 「合理的配慮」の見直しについて

「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直ししていくことが適当である。

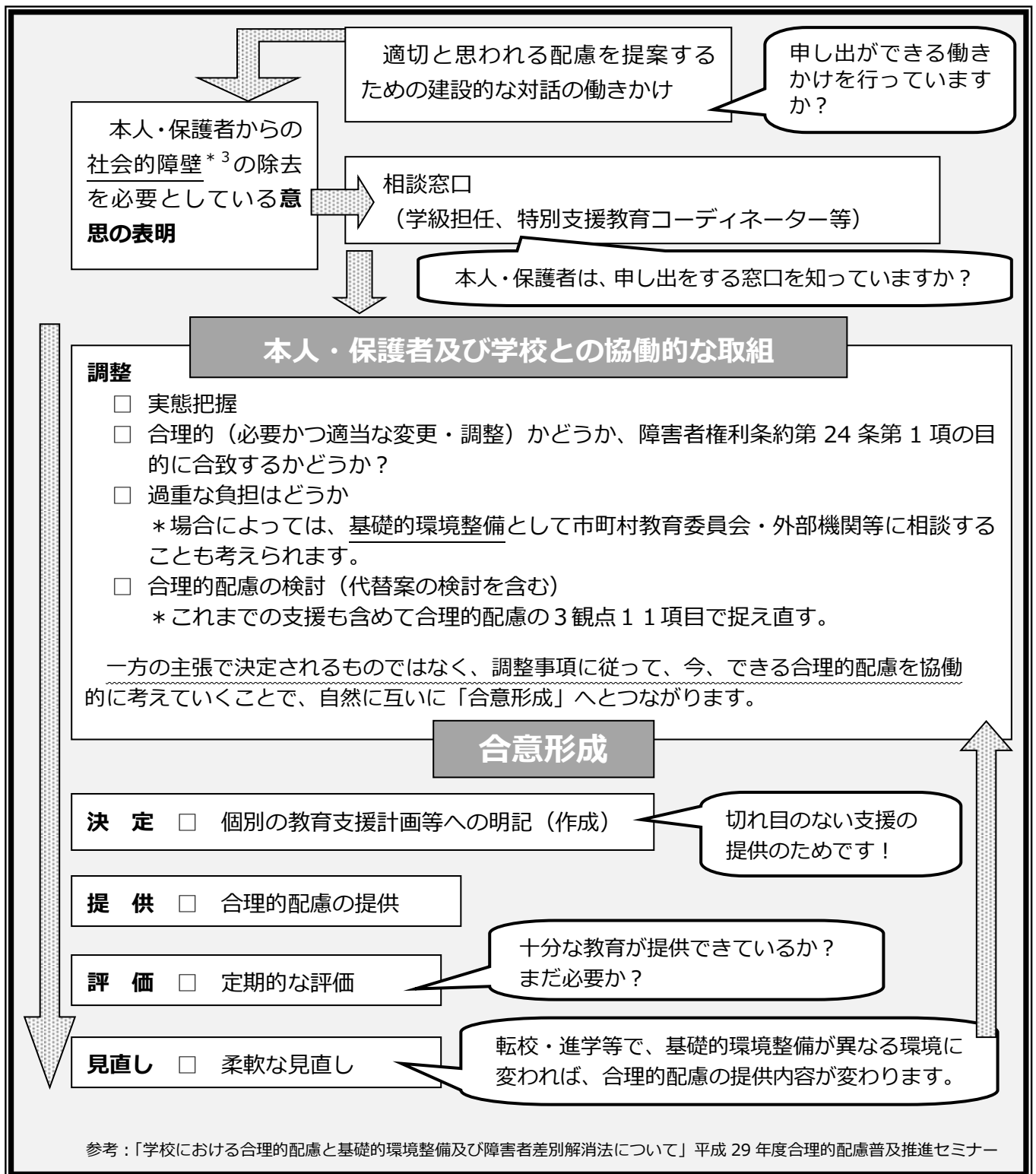


「合理的配慮」の内容は、本人が、社会、地域で生きていく際に必要な内容として、とても重要になってきます。

* 1 「合理的配慮の観点」については、第三章-2-(4)『合理的配慮の観点～3観点11項目～』（148p）をご覧ください。

* 2 「基礎的環境整備」については、第三章-2-(2)『「合理的配慮」と「基礎的環境整備」～二つの関係性を考える～』（144p）をご覧ください。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（例）



合理的配慮の提供に当たって、知りたい情報やすぐに活用できる資料について第三章-2(5)『合理的配慮の提供のためのコーディネートアイデア(例)』(149p~)を掲載しましたのでご覧ください。

* 3 「社会的障壁」については、第I章-1(4)①『改めて考える「障がい」について』(10p)をご覧ください。
参考：福島県養護教育センターだより第3号『障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶために必要な「合理的配慮」について』(平成27年2月23日発行) <<https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/114>>